

- d. 交通需要の調整・低減
 - ・共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
 - ・「モーダルシフト」など貨物輸送手段の転換の推進
 - ・パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備および利便性の向上
 - ・自家用乗用車の使用自粛等
 - ・物流施設の複合化および高度化の推進
- e. 交通流対策の推進
 - ・バイパス道路等の整備による交通の分散、道路改良や交差点改良等による交通渋滞の解消
 - ・総合的な駐車対策の推進
 - ・高度交通管制システム（ITCS）や道路交通情報通信システム（VICIS）等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. 局地汚染対策の推進
 - ・国、地方自治体、道路管理者、荷主、運送事業者等が連携して、局地汚染地域の実情に応じた効果的な措置を促進
- g. その他
 - ・アイドリング・ストップ運動の推進
 - ・エコドライブ等普及促進

(3) 交通の円滑化対策の推進

交通情報収集提供エリアの拡充を推進し、交通渋滞に係る情報を収集・分析することにより、運転者に的確な情報提供を行うとともに、交通の状況に応じた効果的な信号制御を行い、交通の円滑化を図りました。

(4) 公共交通の利用促進

バスや地方鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、国や市町、関係団体、交通事業者および住民と連携・協力して、啓発活動や情報提供等に取り組みました。

3 騒音・振動・悪臭の防止

3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展の中で快適な住環境を求める声が強くなってきています。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法および振動規制法による規制

騒音規制法および振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場および事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設および規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、このほか、深夜営業騒音、作業騒音および拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。（表1-3-3）

表1-3-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

（平成25年度）

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	10	0
作業騒音に係るもの	2	—
拡声機の使用制限に係るもの	—	—

(3) 立入検査および指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。（表1-3-4）

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

表1-3-4 工場・事業場および建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

（平成25年度）

		騒音関係	振動関係
立入検査件数*		39	21
測定検査結果	適合	8	6
	不適合	6	0
行政指導件数		11	3

* 測定検査単独実施を含む。

3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

3-4 環境騒音および道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する17市町の協力を得て、79地点で騒音測定を実施しました。

(2) 自動車騒音および道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、市の協力を得て、33地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

表1-3-5 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音（一般地域）

（平成25年度）

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	両時間帯とも適合
A	30	29	28	28
B	24	24	20	20
C	24	24	24	24
未指定	1			

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、37地点で道路交通振動測定を実施しました。

騒音規制法および振動規制法では、自動車騒音および道路交通振動の限度（要請限度）を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会および道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べることができることになっています。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5（1993）年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

(4) 適正な土地利用の誘導

住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導や、必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めています。

(5) 航空機騒音対策

航空機騒音から生活環境を保全するため、平成19（2007）年3月30日に表1-3-6のとおり環境基準の類型を当てはめました。類型をあてはめた地域において、平成25（2013）年度に航空機騒音の測定を実施したところ、すべて環境基準を達成しました。

表1-3-6 類型を当てはめた地域および環境基準

類型	環境基準	地 域
I	Lden 57dB 以下	木曾岬町、桑名市（長島町の区域）、鳥羽市（答志町および桃取町の区域）

3-5 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業によるものが中心でしたが、近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

3-6 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

平成26(2014)年3月31日現在で、規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表1-3-7 規制地域を有する市町（平成26年3月31日現在）

市（14）	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、いなべ市
町（10）	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査および指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大（スプロール化）による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。このため、県、市町、関係団体等が連携して環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うなど、環境問題の改善、防止に努めています。

第4節 水環境の保全

1 水質汚濁の防止

1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護しおよび生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されます。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成25(2013)年度公共用水域および地下水の水質測定計画(三重県)」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川76地点および4海域(伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾および尾鷲湾)27地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局および四日市市が分担して行っています。

(2) 結果概況

ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内49河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている47河川62水域(63地点)のうち、57水域で環境基準を達成しており、達成率は92%となりました(前年度94%)。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内49河川で調査を実施しました。その結果、志登茂川、岩田川、笹笛川、勢田川の4地点においてほう素が環境基準(1.0mg/L)を超過しましたが、海水に含まれるほう素が原因であり、人為的な影響によるものではありませんでした。

イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全燐について、4海域(27地点)で水質調査を実施しました。その結果、海域の有機汚濁の代表的な指標であるCODでは、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、5水域において環境基準を達成し(3水域で未達成)、達成率は63%(前年度63%)となりました。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素および全燐の環境基準については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、全窒素は100%(前年度100%)、全燐も100%(前年度33%)の達成率となりました。

「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等23項目については、4海域(8地点)で調査を実施したところ、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

(3) 評価と対策

河川の環境基準達成率は近年改善傾向にあり、90%以上の高い達成率を維持しています。一方、海域の環境基準達成率は平成25(2013)年度は63%でしたが、伊勢湾全域での環境基準達成率は50%前後の横ばいで推移しており、河川と比べると改善が進んでいない状況にあります。

今後、河川のさらなる水質改善および海域の環境基準達成率向上のため、引き続き工場・事業場の排水規制に係る指導監督を行うとともに、生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水処理施設の整備を進めていきます。特に閉鎖性の海域である伊勢湾については、水質総量削減計画に基づき汚濁負荷の削減に取り組んでいきます。

1-2 水浴に供される公共用水域の状況

海水浴場等は人が水とふれあう最も身近な場所であり、きれいで安全な水質を確保する必要があることから、利用者が概ね1万人/年以上の水浴場を目安として毎年水質検査を実施し、快適に遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成25(2013)年度のシーズン前に実施した水質検査では、調査対象の19水浴場中、国が定めた判定基準でAAと判定された水浴場は12か所、Aは1か所、Bは6か所で、不適と判定され

第1章 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

た水浴場はありませんでした。

注) 水浴場における水質判定基準は、適 (AA、A)、可 (B、C)、不適として表記します。

1-3 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m³/日以上または有害物質を含むものについて、全国一律の排水基準が設定されています。本県では同法第3条第3項の規定に基づき、昭和47(1972)年1月制定の県条例により、さらに厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

なお、水質汚濁防止法に基づく県内の特定事業場は、平成26(2014)年3月31日現在で7,610事業場であり、このうち規制対象特定事業場は996で全体の13.1%となっています。(政令市である四日市市分を除く。)

表1-4-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移

区分		年度						
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
排水量	50m ³ /日以上	910 (64)	922 (60)	917 (66)	905 (64)	897 (61)	886 (60)	880 (60)
	50m ³ /日未満	6,735 (117)	6,761 (107)	6,785 (107)	6,766 (103)	6,739 (106)	6,740 (119)	6,730 (116)
計		7,645 (181)	7,683 (167)	7,702 (173)	7,671 (167)	7,636 (167)	7,626 (179)	7,610 (176)

注1) () は内数で、有害事業場分。

注2) 四日市市分は除く。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車輛整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、当該指定施設を設置する工場・事業場からの排水について規制を行っています。

なお、平成26(2014)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は3事業場で、このうち1事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査および指導

本県では、公共用水域および地下水の水質汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法および条例に

基づき、特定事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準遵守の状況、汚水処理施設の管理状況等の監視指導を行っています。平成25(2013)年度は、延べ599事業場(採水を行う立入検査は271事業場)の立入検査を実施し、232事業場に対して排水処理等に係る改善指導等を行いました。

1-4 新たな有害化学物質への対応

ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命および健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、平成11(1999)年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、その環境基準、特定施設に係る排出基準のほか、汚染状況の常時監視等について規定されています。

このため、平成25(2013)年度は、県内40(河川29、海域11)の環境基準点等で水質調査を実施したところ、1地点で環境基準を超過していました。

底質については、40(河川29、海域11)の環境基準点で調査しましたが、すべて環境基準を達成していました。

また、5地点(東員町、川越町、亀山市、伊賀市、鳥羽市)で行った地下水調査および5地点(東員町、川越町、亀山市、伊賀市、鳥羽市)で行った土壌調査では、すべての地点で環境基準を達成していました。

2 伊勢湾等(閉鎖性海域)の再生

2-1 伊勢湾の再生

伊勢湾は、沿岸域の人々や漁業者の生活と密接な関わりがあるほか、広く県民にとって水とふれあう身近な場所となっています。しかし、伊勢湾の水質環境基準の達成率は低い状況で推移しており、赤潮や貧酸素水塊の発生といった問題もあることから、陸域からの汚濁負荷を一層削減するなどの対策が重要となっています。また、藻場・干潟の再生により生物の多様性を回復することなど、かけがえのない資源である伊勢湾を再生し、健全な姿で次世代に継承していくことが必要です。

1章4節

● 水環境の保全

(1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53(1978)年6月の水質汚濁防止法の一部改正によりCODに係る水質総量規制制度が導入されて以来、汚濁負荷の総量規制を実施しており、第6次総量削減計画の目標年度である平成21(2009)年度では、伊勢湾に排出される汚濁負荷量が昭和54(1979)年度実績の51%まで削減されました。(図1-4-1)

また、伊勢湾に排出される全窒素に係る汚濁負荷量は、平成11(1999)年度の負荷量に対して83%、全燐では59%に削減されました。(図1-4-2)

しかしながら、伊勢湾では海底に堆積した底泥から溶出する栄養塩類による有機物の内部生産等が水質の改善を遅らせる一因になっています。

このため、平成24(2012)年2月に第7次水質総量削減計画を策定し、今後も対策を進めることとしました。

本県の水質総量規制対象区域(指定地域)は、南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市町、総量規制対象事業場は650事業場(平成25(2013)年度末現在)となっており、県では総量規制制度に基づく指導のほか、発生負荷量管理等調査、伊勢湾における広域総合水質調査等を行っています。

図1-4-1 伊勢湾の発生汚濁負荷量(COD)

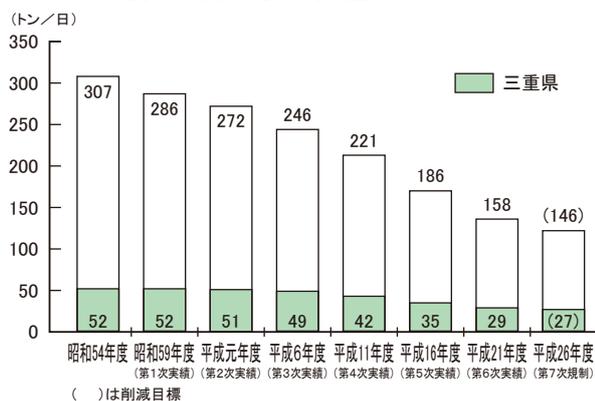
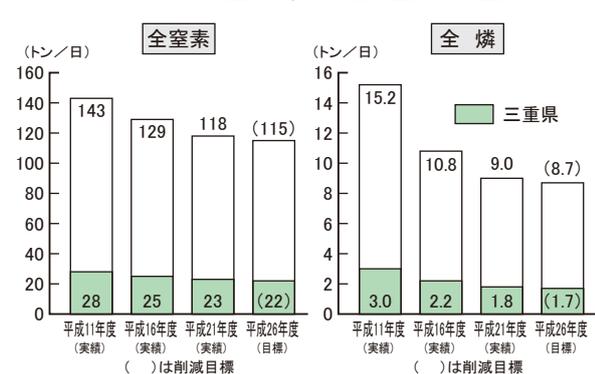


図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量(全窒素、全燐)



(2) 伊勢湾再生行動計画の推進

平成18(2006)年2月に国と東海三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立するとともに、平成19(2007)年3月には「伊勢湾再生行動計画」を策定して、伊勢湾再生に向けたさまざまな取組を進めています。

- NPO、学識者、市町等をメンバーとする「伊勢湾再生推進検討会」を設置し、多様な主体が協働・連携する仕組みづくりについて検討するとともに、環境保全活動団体の意見交換会・交流会を開催し、情報の共有やネットワーク化を進めました。
- 陸域からの負荷削減に向けて、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき、地域の実情をふまえた下水道、集落排水、浄化槽等の事業を計画的・効率的に進めました。
- 海域の環境改善に向け、干潟・藻場の造成・再生や底泥の浚渫による底質改善に取り組みました。
- 県民や漁業者、学校等が互いに連携し、水質モニタリング調査や川の健康診断を実施するなど、さまざまな主体が連携した取組を進めました。
- 三重大学等と連携し、伊勢湾沿岸域の底質調査を実施し、伊勢湾における貧酸素水塊の対策に向けた調査・研究を進めました。
- 伊勢湾流域圏の広域的な取組として、愛知県、岐阜県等と連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を実施し、平成25(2013)年度は本県において36団体の参加を得ました。
- 国の「地域環境保全対策費補助金」を財源として設置した「三重県海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、海岸漂着物等の回収処理や発生抑制対策に取り組みました。
- 三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会・海岸漂着物対策検討会においてパネル、ポスターを作成し、伊勢湾流域圏における海岸漂着物対策の周知・啓発を進めました。

(3) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

三県一市（岐阜県、愛知県、三重県および名古屋）が連携協力し、伊勢湾およびその流域圏の再生・保全に関する意見交換会をNPO団体等参加のもと実施しました。

3 生活排水対策の推進

3-1 生活排水処理施設の整備推進

(1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因の一つである生活排水対策については、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率・効果的に進めることが重要となっていますが、平成25(2013)年度末における三重県の生活排水処理施設整備率は80.8%で、全国平均(88.9%)に比べ8.1ポイント低い状況にあります。

表1-4-2 生活排水処理施設の整備率の状況
(平成25年度)

区域	公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	コミュニティプラント	浄化槽	計
三重県	49.6%	4.6%	0.3%	0.2%	26.0%	80.8%
全国	77.0%	2.8%		0.2%	8.9%	88.9%

注) 生活排水処理施設の整備率: 処理可能居住人口/住民基本台帳人口×(100%)
全国の整備率は国の公表データを基に三重県が算出。
率の計は四捨五入の関係で合わない。

(2) 「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況をふまえ、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を平成24(2012)年度に見直しました。

この計画は、平成27(2015)年度を目標年度とし、県内の生活排水処理施設の整備について、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を明らかにしています。

(3) 下水道事業の推進

ア 下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急がれています。公共下水道事業については下水道計画がある23市町で事業に着手しており、平成25(2013)年度末までに23市町(12市

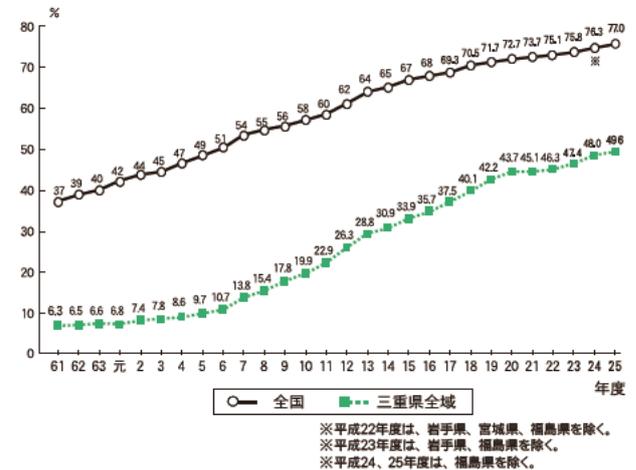
11町)で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区(6処理区)で事業に着手しており、現在5処理区で供用を開始しています。

イ 公共用水域の一層の水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成25(2013)年度末現在、県内では34処理場のうち18の処理場で高度処理を実施しています。

図1-4-3 下水道普及率の変化



※平成22年度は、岩手県、宮城県、福島県を除く。
※平成23年度は、岩手県、福島県を除く。
※平成24、25年度は、福島県を除く。

(4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

農業集落排水は昭和60年度から着手し、平成25(2013)年度までに139地区が完了しました。

(5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備のほかに、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2(1990)年度から着手しており、平成21(2009)年度までに6地区完了し、平成25(2013)年度現在1地区で事業実施しました。

(6) 浄化槽の設置

合併処理浄化槽は下水道等と同等の処理能力を有しており、工事期間が短く、比較的安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つとして国、県等では補助制度を設けて整備促進を図っています。

平成25(2013)年度における浄化槽整備事業では、四日市市など24市町を対象に3,216基、329,919千円の県費補助を行っており、このうち、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」は、松阪市等5市町で実施されました。

(7) 生活排水総合対策の推進

生活排水対策を推進することが特に必要な地域として知事が指定した生活排水対策重点地域に該当する市町(旧町、村含む)においては、生活排水対策推進計画を定めることにより、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的な取組が進められています。

また、家庭においても公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることが重要であり、三重県生活環境の保全に関する条例においても、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしています。

(8) 浄化槽の適切な維持管理

本県における浄化槽設置基数は、平成24(2012)年度末で約22万基です。

平成25(2013)年度は、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、市町および指定検査機関と協働し、浄化槽設置者および管理者に対する啓発、浄化槽法に基づく法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

表1-4-5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町名	指定年月日
勢田川流域 (旧御園村に係る流域を除く。)	伊勢市 (旧伊勢市のみ)	平成3年3月19日
岩田川流域 (旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市 (旧津市のみ)	平成4年4月10日
久米川流域 (旧大山田村に係る流域を除く。)	伊賀市 (旧上野市のみ)	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市 (旧浜島町、 旧大王町、 旧志摩町、 旧阿児町、 旧磯部町)	平成6年2月28日
四日市市 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 (旧楠町を除く) 菟野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町・ 地域全域	松阪市 (旧松阪市、 旧飯南町、 旧飯高町) 多気町 (旧多気町、 旧勢和村) 明和町	平成9年2月18日

表1-4-3 農業集落排水事業の実施状況(平成26年3月31日現在)

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	(24年度末)事業進捗状況	備考 []は地区数
農業集落排水事業	(139) 147	(16) 16	(139) 147	(91,671) 103,889	88.2%	桑名市〔5〕 いなべ市〔12〕 木曾岬町〔4〕 四日市市〔12〕 菟野町〔4〕 鈴鹿市〔18〕 亀山町〔14〕 津市〔26〕 松阪市〔3〕 多気町〔6〕 明和町〔2〕 志摩市〔1〕 玉城町〔3〕 南伊勢町〔1〕 名張市〔11〕 伊賀市〔25〕

()内は完了分で内数

表1-4-4 漁業集落環境整備事業(漁業集落排水)の実施状況(平成26年3月31日現在)

地区数	市町数	処理区分	計画対象人口	進捗率
(6) 7	(2) 2	(6) 7	(6,529) 7,778	84%

()内は完了分で内数

4 土壌・地下水汚染対策の推進

4-1 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

(1) ダイオキシン類環境調査の実施

平成18(2006)年度に朝日町内の農用地において判明した土壌中のダイオキシン類濃度が土壌環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過したことについては、平成19(2007)年度に周辺農地を調査し、汚染範囲を確定するとともに、県の監視監督のもと、汚染原因と推測された事業者による対策工事が実施されてきましたが、平成20(2008)年4月に終了しました。

なお、平成25(2013)年度に県が対策工事後に対策効果確認調査を行ったところ、環境基準値以下でした。

(2) 土壌汚染対策法による規制

土壌汚染対策法は、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等により講ずべき措置の明確化、汚染土壌の適正処理の確保等を目的として平成22(2010)年4月に改正されました。

この法律では、土壌汚染の状況の調査の機会として、①有害物質使用特定施設の使用廃止時(第3条)②3,000㎡以上の形質変更の届出を受けたときに当該土地に汚染の恐れがあると知事が認めるとき(第4条)③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事が認めるとき(第5条)を定めています。

①～③の調査で土壌汚染が基準に適合しない場合は、その土地を要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。指定されると形質変更の方法や土壌の搬出を法で定める基準で行う必要があります。

県内(保健所政令市である四日市市を除く。)における指定の状況は、形質変更時要届出区域が2件です。(平成26年3月31日現在)

(3) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

土壌汚染の早期発見および拡散防止ならびに土壌汚染対策法の円滑な施行のため、三重県生活環境の保全に関する条例を一部改正し、平成16(2004)年10月から施行しています。その内容としては、大規模土地形質変更時の土地履歴調査およびそれに基づく土壌・地下水調査や、有害物

質使用特定施設を設置する工場等に対する土壌・地下水調査を義務づけています。

また、土壌・地下水汚染を発見した場合は、知事へ届け出ることとしています。

平成25(2013)年度の汚染発見の届出は6件ありましたが、県は立入検査を実施し、汚染の浄化等、適正な措置を指導しました。

(4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場およびその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるなど、ゴルフ場の適正な維持管理の指導を行っています。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ・登録農薬の使用
- ・農薬表示事項の遵守
- ・危被害防止対策
- ・農薬の適正保管

などの調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「芝草管理研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用による周辺環境の安全確保という観点に立って、「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除指針」を策定し適用しています。

なお、平成25(2013)年度は、10月に県内ゴルフ場25箇所を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

4-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されるとその回復が難しいことから、汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年(1997)年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

また、平成24(2012)年6月から、施設・設備や作業に伴う非意図的な地下水汚染を防止するた

め、構造基準や定期点検などの規定が設けられました。

本県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

平成3(1991)年度から平成14(2002)年度まで、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ(市街地5km×5km、山間部10km×10km)に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施しましたが、調査後10年を経過したことから、平成25(2013)年度から再度調査をはじめました。

平成25(2013)年度は、四日市市調査分を含め、22地点を対象に概況調査を行ったところ、2地点で環境基準の超過があり、内訳は、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が1地点、テトラクロロエチレンが1地点でした。その他の有害物質についてはすべての地点で環境基準を満足していました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の概況調査等で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。平成25(2013)年度の調査地点は18地点で、その調査結果は、15地点で環境基準を達成していましたが、3地点で環境基準を超過する項目がありました。内訳は、ふっ素が1地点(地質由来)、テトラクロロエチレンが2地点、砒素が1地点でした(重複1地点)。

(3) 評価と対策

平成25(2013)年度は、概況調査において26地点中2地点で、定期モニタリング調査において18地点中3地点で環境基準を超過していました。

今後も、県内の地下水汚染の状況、経年変化等を把握するため、地下水の水質調査を継続して実施し、環境基準を超過するなど、地下水の汚染が確認された場合は、利水状況に応じた指導を適切に行います。

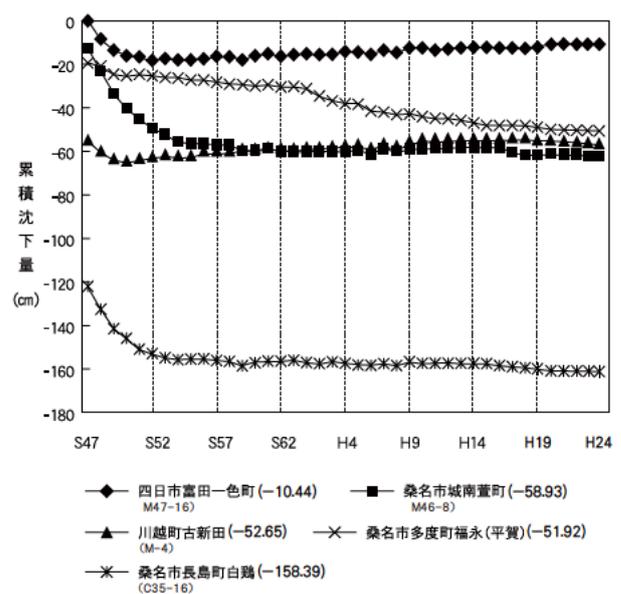
4-3 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36(1961)年から平成24(2012)年までの51年間に、桑名市長島町白鷺(水準点番号C35-16)では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6(1994)年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高が低くなっており、常に高潮・洪水・内水氾濫および地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

図1-4-4 北勢地域主要水準の沈下状況



(2) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32(1957)年以降、四日市市の一部と楠町(現四日市市)を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50(1975)年4月から、三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

・水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行い、平成24年(2012)年は、1cm以上の沈下水準点は観測されず、近年では、平成6(1994)年に、1cm以上の沈下水準点が37点観測された以降、沈静化傾向にあります。

・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、図1-4-6のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年度では低下も見られますが、一般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-4-6 地盤沈下観測井戸

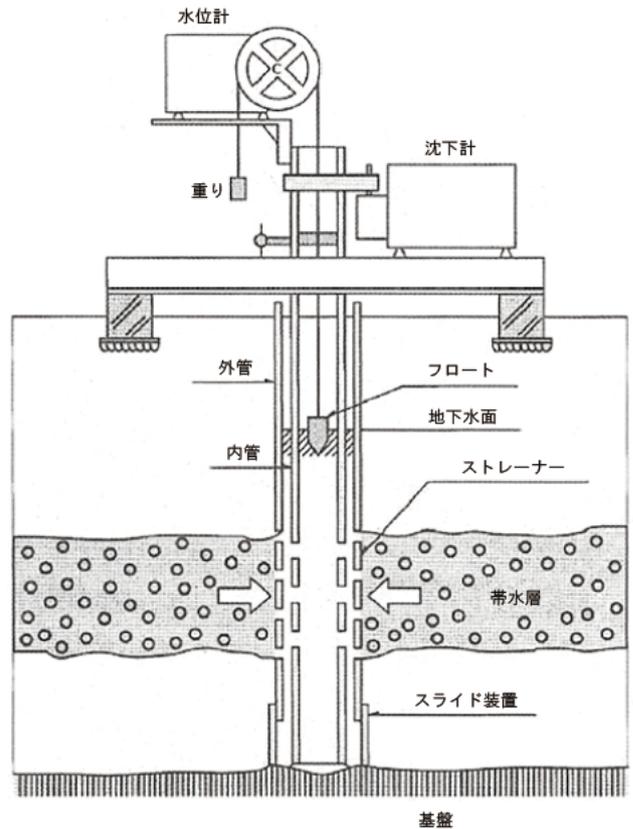
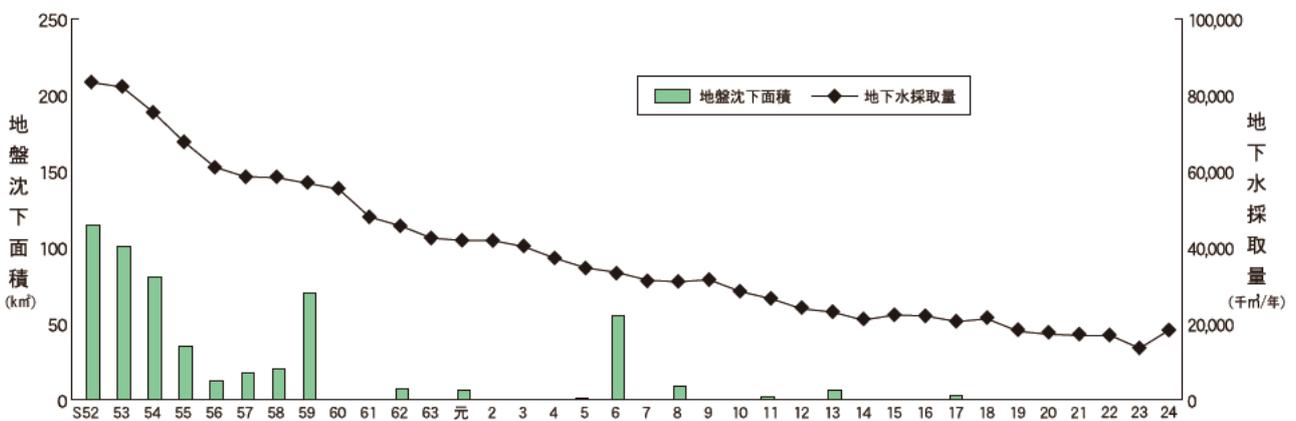


図1-4-5 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移



ウ 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

(ウ) 地盤沈下による災害の防止または復旧

平成25(2013)年度には、地盤沈下による湛水災害および被害の防止ならびに河川管理施設の機能の復旧に資する関連事業として湛水防除事業および河川事業を実施しました。

表1-4-6 地盤沈下対策関連事業一覧表
(要綱に基づく完了事業) (平成24年度末)

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業 (伊曾島南部、源線輪中、東汰上、東汰上二期、城南) 地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業) (鍋田川：休止中)
その他関連事業	三重県	排水対策特別事業 (長島北部、長島南部) 湛水防除事業 (伊曾島北部、七取、木曾岬、長島北部、城南、今島等)

表1-4-7 地盤沈下対策関連事業一覧表
(要綱に基づく) (平成25年度)

関連事業の分類	事業主体	事業内容
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業 (員弁川、朝明川) 湛水防除事業 (長島中部地区、木曾岬地区、大鳥居地区、源線輪中地区)

(ア) 啓発・普及の推進

平成25(2013)年度は、要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け、地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

(イ) 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替水確保の必要性から、昭和31(1956)年に給水を開始して以来順次拡張を行い、平成25(2013)年度は約1億4,652万m³の工業用水を供給しました。

4-4 温泉の保護・利用

本県には約240ヶ所(平成26(2014)年3月31日現在)の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少および泉質の低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成25(2013)年度は、許可申請のあった温泉の掘削1件、動力装置3件について審査したほか、温泉利用(浴用および飲用)について40件の許可を行いました。

表1-4-8 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年度																								
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
温泉掘削	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10	7	4	5	11	8	3	3	7	2	1	1	2	1	1
増掘及び動力装置	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4	7	6	6	4	6	4	3	4	6	1	0	2	1	3
温泉利用	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61	62	55	67	31	244	145	59	77	55	82	33	34	43	40
合計	76	111	63	76	40	80	76	76	73	94	75	76	65	78	46	258	152	65	88	63	84	34	38	45	44

第1節 生物多様性の保全および持続可能な利用

三重県の自然環境の概況

1 地形・地質

(1) 地形

本県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積5,777.35km²（平成25(2013)年10月現在）、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯（西南日本内帯）地域と南側の外帯（西南日本外帯）地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

- 鈴鹿山脈北部地区
比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。
- 伊勢平野地区
年平均気温は15～16℃、年降水量は1,800

mm内外と温暖な気候。

- 伊賀盆地地区
朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は1,500mm内外。
- 熊野灘沿岸地区
日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。
- 志摩地区
結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- ・熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- ・その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- ・内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラシイ、タブノキを中心とする森林です。
- ・これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- ・それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約1,500種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、50種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島および熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

無尾両生類（サンショウウオ目）は7種、無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は、県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスシジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、現在は図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など5地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



6 森林

平成25(2013)年度末における森林面積は372,659haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

なお、平成25(2013)年度末の民有林の森林蓄積量は、70,860千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

1 生物多様性保全活動の促進

1-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等5地域を自然環境保全地域に指定しています。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

表2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
① すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha以上
② 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
③ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
④ 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha以上

1-2 自然公園等の管理・保護

県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」および「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成26(2014)年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所

があり、その面積は208,394haで県土の約36.1%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画（保護計画および利用計画）に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種）、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域で行われる行為に対して許可申請や届出を受理し審査しています。

1-3 開発行為の届出制度

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求めていることとしています。

1-4 みえ生物多様性推進プラン

「生物多様性基本法（平成20(2008)年6月）」の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画として「みえ生物多様性推進プラン」を平成24(2012)年3月に策定しました。

みえ生物多様性推進プランでは、基本理念「みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められている地域社会」を実現するため、「個体数や生息生育地の維持・回復」、「里地里山・里海・人工林等の継続的な管理や保全活動」、「外来種等による生態系の攪乱の防止」、「生物多様性に関する理解の促進」の4つの基本方針と「地球温暖化による生物多様性への影響の低減」について、県民の皆さんやNPO団体等と連携を図りながら取り組んでいくこととしています。

1-5 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成25(2013)年度には、第11次鳥獣保護事業計画（平成24(2012)～28(2016)年度）に基づき、鳥獣保護区等を指定したほか、傷病鳥獣の保護、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内54地区において鳥獣保護員による狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-1-2 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）
（平成25年度）

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	84	7	0	113	9
面積(ha)	46,179	613	0	67,637	25,764

表2-1-3 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定及び管理
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師、傷病鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

1-6 移入種による影響対策の推進

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

また、平成25(2013)年9月に改正・施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」におい

て、動物の所有者の責務として「終生飼養」が明記されるとともに、動物の遺棄等に関する罰則が強化されたことから、動物取扱業者や県民に対し、動物の終生飼養や遺棄防止の普及啓発を行いました。

1-7 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、宅地開発の環境の適正化を図るよう指導しています。

2 里地里山里海の保全

2-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報の提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助等を行っています。

平成25(2013)年度末現在で37団体の活動を認定しています。

2-2 里地里山の保全についての普及啓発

ホームページ「みえの自然楽校」などにより、里地里山の保全の必要性について、普及啓発を行いました。

第2章 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

3 希少な野生動植物の保護

3-1 天然記念物指定による動植物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定しています。

天然記念物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう事業者に対して必要な助言・指導をしています。

また、地域住民の自主的な保全活動の活性化、地域の財産としての活用を図るため、天然記念物の保全活動等に対して補助事業を実施しています。

3-2 希少な野生動植物の保護

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16(2004)年5月に20種(動物10種、植物10種)を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17(2005)年度に「三重県レッドデータブック2005」を発刊しました。

3-3 野生動植物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等をふまえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物1,483種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック2005」で提供しています。

4 水辺や沿岸の環境保全

4-1 ため池周辺等の整備

ため池や農業用水は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池等を保全管理するとともに、豊かで潤いの

ある憩いの場として親水公園等を整備しています。現在、ため池等の農業利水施設を活用した親水公園等を整備する計画としており、平成25(2013)年度には、次の5地区の整備を行いました。

表2-1-4 ため池周辺等の整備状況(平成25年度)

地区名	所在地
三行 2期	津市
津北部	津市
斎宮池	明和町、玉城町
長島中部 2期	桑名市
木曾岬 2期	木曾岬町

4-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、昭和28(1953)年の13号台風および昭和34(1959)年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後50年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

4-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生の恐れがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため、砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このような二重を実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。

表2-1-5 砂防事業実施箇所(平成25年度)

内容	実施場所
通常砂防	西之貝戸川(いなべ市)ほか39溪流

2章1節

● 生物多様性の保全および持続可能な利用

表2-1-6 砂防事業の主な工法における環境の配慮の内容

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用し魚道を意識した床固工

4-4 海岸・港等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めました。

4-5 海岸環境の整備

平成25(2013)年度には、護岸・突堤等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した養浜、人工リーフ等を整備しました。

表2-1-7 海岸環境の整備状況 (平成25年度)

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸(伊勢市)	突堤、養浜、堤防
井田地区海岸(紀宝町)	人工リーフ、養浜

4-6 河川環境

本県には平成26(2014)年4月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,588kmあり地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。

- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、わが国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については平成26(2014)年4月現在で1,088kmで、そのうち海岸保全区域に指定された海岸線は527kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表2-1-8 三重県の河川(平成26年4月現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,229
		小計	236	1,149,716
	二級河川	24 水系	98	506,820
	計	29 水系	334	1,656,536
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	285,480
	計	51 水系	125	477,915
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,030
	二級河川	74 水系	193	792,300
	計	81 水系	556	2,588,330

4-7 多自然川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を生かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町が行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

4-8 河川・溪流・湖沼の保全・再生

河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復をめざし多自然川づくりを行っています。

平成25(2013)年度には、一級河川大内山川他18河川で多自然川づくりを実施しました。

第2節 自然とのふれあいの確保

1 自然公園等の整備・活用

1-1 自然公園等利用施設の整備

自然公園などの適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。これらの施設は、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、修繕を行っています。

1-2 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園、香肌峡、水郷および奥伊勢宮川峡県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の2県立自然公園（赤目一志峡、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

1-3 三重県民の森および三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しています。

なお、これらの森林公園については、平成20（2008）年度から指定管理者制度を導入して顧客ニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで逐次更新するなど民間のすぐれたノウハウを取り入れた結果、利用者の増大を図ることができました。

ちなみに平成25年度（2013）には、三重県民の森は13万人余りの来園者が、また三重県上野森林公園は7万6千人余りの来園者がありました。

1-4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、となっています。

県内の延長は約197.1kmで、6市1町にまたがり、年間330千人（平成24（2012）年度）が利用しています。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しています。

表2-2-1 東海自然歩道市町別一覧表（延長:km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.9	計	197.1

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9（1997）～13（2001）年度で整備を実施した全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は2府と7県、その総延長は3,291kmとなっています。

県内の総延長は373.1kmで、中南勢地域から東紀州地域にかけて7市7町を通り、年間460千人（平成24（2012）年度）が利用しています。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、三重県の長距離自然歩道網を形成しています。

なお、維持管理はそれぞれの市町に委託しています。

2 森林・水辺等の整備・活用

2-1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

森林の持つ公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していく必要があるため、生態的にバランスのとれた森林の整備を推進していく必要があります。

広葉樹林の造成に関しては、造林事業により、クヌギなどの広葉樹林造成に対し、支援しました。

また、平成13（2001）年度から始まった森林環境創造事業により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進めています。

第2章 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

2-2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を17ブロックに分け、溪流環境整備計画の策定を行いました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

2-3 エコツーリズム

本県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を促進しています。平成25(2013)年度には、市町や団体が行うエコツーリズムの取組を支援するため、鳥羽市エコツーリズム推進協議会などへ参加し、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想認定の申請に向けた議論を行いました。

2-4 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市などで生活する人々が、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化に触れる中で田舎暮らしや地域の人々との交流を楽しむ余暇活動の一つです。

社会インフラに恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による都市住民との交流による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取組は近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農林漁業体験、加工体験、木工体験などその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、キャンプ場などのアウトドア施設、森林公園や農村公園などの体験施設の整備なども進んでいます。

今後はこれら施設を起点として広域的なネットワークを拡充し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成25(2013)年度には、地域のグリーン・

ツーリズム実践者同士の交流支援や三重県交流アドバイザー派遣事業などによる実践組織のレベルアップなどを図ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のススメ」の配布やWEBサイト、メールマガジンなどにより県内外に広く発信するとともに、受け入れ体制の整備等も支援しました。

2-5 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成9(1997)年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成16(2004)年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。

このため、海岸整備事業や災害復旧事業により人工リーフ等の面的防護工法を採用し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

2章2節

●自然とのふれあいの確保

3 緑の保全・創出

3-1 緑地整備の促進

(1) 緑化の推進

本県では、みどり豊かな環境の創出を図るため、緑化行政を推進しています。三重緑化基金や緑の募金の収益金により、学校や工場の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している「公益社団法人三重県緑化推進協会」と協働して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めています。

(2) 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています。なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県広域緑地計画」については平成23(2011)年に改定しました。

表2-2-2 緑の基本計画策定状況

策定年度	策定市町村数	策定市町村
平成15年度以前	5	伊勢市、亀山市、旧松阪市、旧嬉野町、旧上野市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	1	津市
平成23年度	4	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
平成24年度	0	
平成25年度	0	

注) 緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(3) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成25(2013)年度末で表2-2-3のとおりです。

また、工場の立地が適正に行われるよう、平成25(2013)年12月末現在で43ヶ所、1,267haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図2-2-1のとおりです。

図2-2-1 工場立地の推移 (平成25年12月末現在)

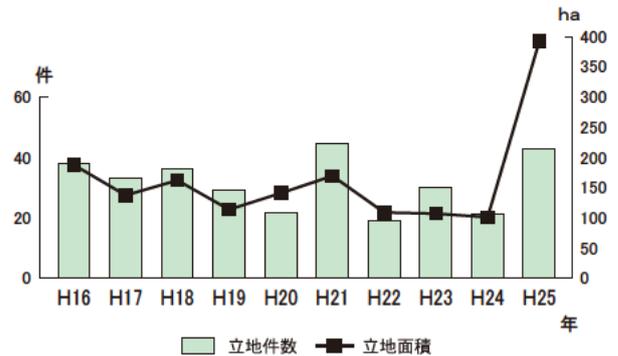


表2-2-3 敷地利用状況の推移

年度	項目	工場敷地		生産施設		緑地		緑地以外の環境施設		その他	
		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
	S49年法施工時	1,928 ha	14.2 %	274 ha	14.2 %	166 ha	8.6 %	71 ha	3.7 %	1,417 ha	73.5 %
	S55年度末現在	2,337 ha	13.3 %	311 ha	13.3 %	240 ha	10.3 %	90 ha	3.9 %	1,696 ha	72.6 %
	S60年度末現在	2,848 ha	15.2 %	434 ha	15.2 %	380 ha	13.3 %	111 ha	3.9 %	1,923 ha	67.5 %
	H10年度末現在	4,174 ha	17.0 %	709 ha	17.0 %	735 ha	17.6 %	132 ha	3.2 %	2,598 ha	62.2 %
	H15年度末現在	4,417 ha	17.6 %	781 ha	17.6 %	785 ha	17.7 %	122 ha	2.7 %	2,729 ha	61.7 %
	H20年度末現在	4,617 ha	19.4 %	895 ha	19.4 %	841 ha	18.2 %	105 ha	2.3 %	2,776 ha	60.1 %
	H22年度末現在	4,661 ha	19.5 %	908 ha	19.5 %	853 ha	18.3 %	120 ha	2.6 %	2,780 ha	59.6 %
	H23年度末現在	4,676 ha	19.6 %	915 ha	19.6 %	855 ha	18.2 %	120 ha	2.6 %	2,786 ha	59.6 %
	H24年度末現在	609 ha	19.4 %	118 ha	19.4 %	135 ha	22.2 %	20 ha	3.3 %	336 ha	55.2 %
	H25年度末現在	612 ha	19.4 %	119 ha	19.4 %	137 ha	22.4 %	20 ha	3.3 %	336 ha	54.9 %

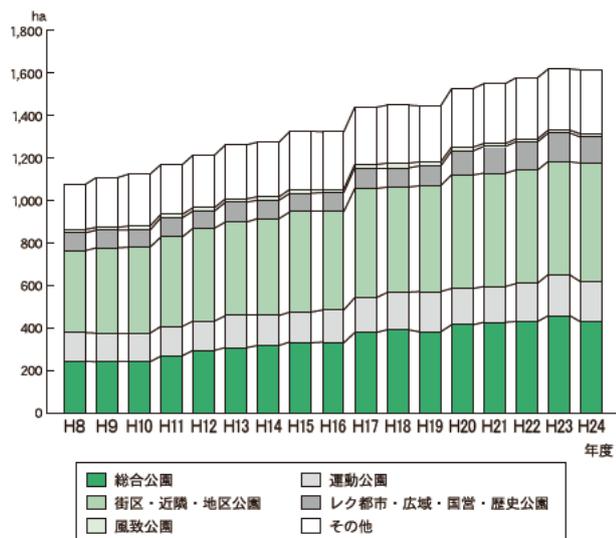
(工業団地特例の適用による共有分の工業敷地・緑地以外の環境施設を除く。
平成24年度から権限移譲に伴い、面積等は県が事務を行う町に所在する特定工場に限る。)

3-2 都市公園

平成24(2012)年度末における都市公園の整備状況は、2,556ヶ所、約1,614haです。都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は約9.71㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園の増加が顕著です。

図2-2-2 都市公園面積推移



(1) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

本県の都市公園整備状況は、平成24(2012)年度末で、都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は約9.71㎡です。県営都市公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園があります。

平成25(2013)年度には、北勢中央公園について整備を進め、市町都市公園は四日市市の垂坂公園・羽津山緑地、津市の中勢グリーンパークなどで整備が行われました。

表2-2-4 県営公園の整備状況 (平成25年度)

県営公園名	計画面積(ha)	内 容
北勢中央公園	98.1	用地買収、多目的広場整備等

第3節 森林等の公益的機能の維持確保

1 森林環境の保全（三重の森林づくり）

1-1 森林の保全・育成

森林は、木材の生産だけでなく、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林を生産林と環境林にゾーニングし、生産林では、林業生産活動を通じて森林の整備を促進し、また、環境林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林を造成するなど、公益的機能の高度発揮をめざした森林整備を進めています。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の持つ公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-3-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成25(2013)年度には、南伊勢地域の地域森林計画の樹立を行いました。また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を促進しました。

表2-3-1 森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

(2) 林業担い手の育成等

林業の担い手を確保するため、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促そうと、林業職場体験研修を実施したほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携して就業・就職セミナーを開催しました。また、林業事業体で森林整備を担う作業員を対象として高性能林業機械の操作研修や架線集材に必要な技術研修を実施しました。

事業の合理化や雇用環境の改善を図ろうとする林業事業体が作成する改善計画を認定し、地域林業の担い手として育成を進めています。また、林業経営等を推進する活動を行っている林業研究グループの取組を支援しています。

表2-3-2 三重県認定林業事業体数の推移

三重県認定林業事業体	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
事業体数	51	50	51	54	51	49	48

表2-3-3 林業新規就業者数の推移

新規就業者数	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人	23	29	33	36	32	57	41	42	41

表2-3-4 三重県内の林業研究グループ（平成25年7月現在）

組合員	15
会員数	302

(3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万haに及び人工林が造成されました。

これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況の中、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を実施し、公益的機能の高度発揮をめざした、多様な森林づくりを進めています。

第2章 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

(4) さまざまな主体による森林づくりの推進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、活動場所の確保や情報の提供、森林づくり団体の交流等を進めています。平成25(2013)年度は、新たに1箇所の森林で「企業の森」協定を締結しました。

(5) 「三重の木を使おう、森を育てるために」 県民運動の展開

暮らしの中での県産材利用を拡大するため、県内で開催される各種イベントに参加し、親子を対象にした「木工教室」を開催するなど、県産材に触れる機会を創出し、県産材の利用と環境保護の関係について広く県民にPRを行いました。

(6) 保安林の整備・管理

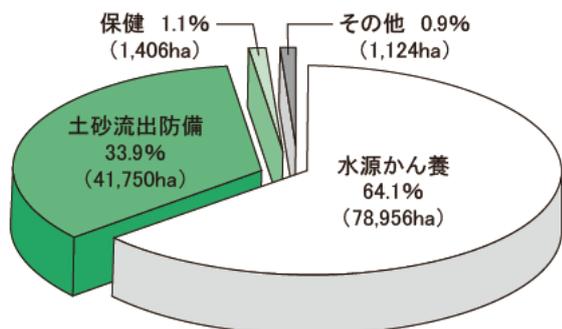
森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の33%に当たる123,236haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。

表2-3-5 保安林の役割と種類

主な役割	種 類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

図2-3-1 保安林の状況（平成25年度末）



(7) 林地開発許可制度による指導

昭和49(1974)年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、539件、7,158ha(平成25(2013)年度末)に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進む中で、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

表2-3-6 林地開発許可の状況（平成25年度）

開発目的	件数	面積
工場・事業場用地	4件	11ha
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	1件	2ha
その他	4件	33ha
計	9件	46ha

昭和49年から平成24年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

1-2 森林の整備・活用

林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進および山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、山村地域の生活環境基盤の向上を総合的に行っています。

表2-3-7 林業地域の生活基盤状況

実施地区	内 容
熊 野 (H18～22)	(生活) 防火水槽

2章3節

● 森林等の公益的機能の維持確保

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

中山間地域において中山間地域等直接支払などを活用した多様な保全活動を促進し、農地の持つ公益的機能の増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

平成21(2009)年度に策定した「みえの安全・安心農業生産推進方針」の見直しを行い、第2期の方針を策定しました。この方針に基づき、生産者の「食の安全・安心を確保する取組」、「環境に配慮した取組」を進めるとともに、消費者に、これらの取組や安全・安心な食材についての情報提供等を行い「食の安全・安心と環境を守る取組への理解」を進めることで、生産者と消費者が共に支え合う姿をめざしています。

具体的には、農業生産段階での安全管理、衛生管理を徹底することを目的に、三重県型GAP手法の推進拡大を図るため、生産者に対しての研修会等を通じ、GAPに対する理解向上および導入を推進するとともに、GAP指導者の育成を図りました。

さらに、エコファーマーについては、水稻・野菜等を中心に、平成26(2014)年3月末現在で316(人・法人)が認定されています。

また、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に基づく「みえの安心食材」も、平成26年3月末現在で939件が登録されています。

表2-3-8 環境保全型農業の推進対策の実施状況
(平成25年度)

区分	実施主体	内容
環境保全型農業の推進 指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 939件 ○ 環境保全型農業直接支援対策の推進 ○ 環境保全型農業推進コンクール ○ 農業安全使用研修会開催(農業管理指導士育成他) ○ 空中散布の安全指導 ○ 無人ヘリコプター安全防除対策研修会の開催
技術支援	三重県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病害虫発生予察情報提供(ホームページ)

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村においては兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、新たな農業の担い手の確保・育成が必要となっています。

本県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、認定農業者等農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、農業経営体数は2,335経営体(平成26(2014)年3月末現在)で、認定農業者等への農地集積面積は17,940ha(平成25(2013)年3月末現在)となっています。

平成25(2013)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じて、認定農業者等の地域農業の担い手となる農業経営体を育成するための諸対策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成20(2008)年度からは、全市町が耕作放棄地全体調査を行っています。

また、平成21(2009)年度から、障害物の除去・肥料の散布や新規作物の導入などの取組による耕作放棄地解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

近年、畜産の大規模化による家畜ふん尿量の増大・経営者の高齢化や後継者不足等により、適正なふん尿処理をスムーズに行うことが困難となった事を原因とする、水質汚濁関連および悪臭関連の環境問題が発生しています。

このため、県、市町、関係団体等が連携して環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うなど、環境問題の改善・防止に努めています。

第2章 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

2-3 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は平成26(2014)年3月現在県下で59カ所が開設されています。

表2-3-9 地区別市民農園開設の状況
(平成26年3月31日現在)

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農園法	3	4	3	1	2	13
特定農地貸付法	32	6	1	2	5	46

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾などの内湾域では、海域の貧酸素化、有害赤潮の発生による養殖水産物のへい死など、水環境の悪化による漁業被害が発生しています。

このため、平成25(2013)年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。また、漁場の保全・改善を図るため、漁業者を中心とする多様な主体が参画した活動組織が実施した、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、河川流域の清掃、植林等の環境保全活動(海面26組織、内水面8組織)を支援しました。

(2) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊が毎年発生しています。

ア 赤潮の発生状況

平成25(2013)年の赤潮発生延べ日数は151日、赤潮による漁業被害は1件でした。

a 伊勢湾海域

赤潮の発生件数は3件、発生延日数は9日で、いずれも平均値を大きく下回り、平成5年以降では平成23年に次ぎ2番目に少なくなりました。

b 志摩度会海域

赤潮発生件数は15件、赤潮発生延べ日数は127日で、過去10年間でそれぞれ2番目と3番目に多くなりました。高密度の赤潮を取水し、陸上養殖に使用した事例で赤潮による漁業被害が1件発生しています。

c 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は7件、発生延日数は15日で、発生件数は平年並みとなりましたが、発生延べ日数は平年値から25日程度下回りました。

表2-3-10 赤潮発生件数の推移

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
発生件数	43	43	22	22	17	23	23	20	23	25

イ 油濁による漁業被害の発生状況

平成25(2013)年度においては油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、平成25(2013)年度も前年に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(3) 漁場環境の改善

本県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成25(2013)年度には、次のような事業を実施しました。

表2-3-11 漁場環境の改善事業の実施状況(平成25年度)

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
水域環境保全創造事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾
県単沿岸漁場整備事業	底質改良剤の散布	三重外湾漁協	南伊勢町

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の浄化にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県にお

2章3節

● 森林等の公益的機能の維持確保

いても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水の流入等により、漁場環境が悪化し効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成25(2013)年度は、伊勢湾三期工区において干潟の造成および甲賀、尾鷲工区において藻場の造成をしました。

表2-3-12 藻場・干潟造成の実施状況（平成25年度）

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
水域環境保全 創造事業	藻場の造成	三重県	甲賀、尾鷲
	干潟の造成	三重県	伊勢湾三期

4 水循環・浄化機能の確保

4-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分にいき、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成25(2013)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

(2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

(3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18(2006)年4月から運用を開始しています。

4-2 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

川は、古来より流域の人々の生活や産業・文化の形成に密接に関わってきました。本県にも、木曾川、鈴鹿川、雲出川、宮川、木津川等数多くの河川がありますが、社会環境の変化とともに人々の川への関心が薄れ、川そのものの姿も大きく様変わりしました。

しかし、近年、地域の環境や歴史、文化等と川との関係が見直され、河川流域を一つの圏域として、環境改善の取組や地域間の連携、防災対策などを進める「流域圏づくり」が、地域づくりの一つの形として注目されるようになりました。

本県では、「流域圏づくり」のモデル事業として、平成9(1997)年度から宮川流域ルネッサンス事業を実施し、その取組が地域に定着してきたため、平成22(2010)年度をもって県事業を終了しました。

平成23(2011)年度からは、流域市町等、地域が主体となって取り組むこととし、宮川流域においては、「水」、「環境」、「地域振興」の各種課題など県として対応すべきものが依然として多く存在しているため、今後とも県は広域自治体として市町の地域づくりを支援していくこととしています。

(2) 宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18(2006)年度以降、宮川ダムから毎秒0.5立方メートルの放流が実施されています。

4-3 水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に2,061名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果平成26(2014)年3月に「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として公表しました。

第4節 良好な景観の形成

1 県土の景観の形成

1-1 景観

本県は、山地・山脈、中山間地、農地、河川、海・海岸等といった多様な自然景観に加え、街道、歴史的まち並み、集落といった歴史・文化的景観や市街地等の社会・経済的景観によって形成されています。

本県では、景観づくりの基本となる「三重県景観づくり条例」を平成19(2007)年10月20日に制定するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を平成20(2008)年4月1日から運用開始し、届出制度を通じた良好な景観づくりを推進しています。また、市町の景観づくりに向けた取組や地域が主体となって取り組む景観づくりを支援するとともに、広く普及啓発を行い、市町と連携した広域的な景観づくりを進めています。こうした普及の手段として県内9市が景観行政団体となり、それぞれの地域での景観づくりを進めています。

さらに、公共事業や公共施設の整備の実施にあたっては地域の景観特性に配慮することとしています。

1-2 屋外広告物の規制等による良好な景観形成

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な設置は自然や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等が危害にさらされるおそれもあります。このため、「三重県屋外広告物条例」を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3つの観点から、必要な規制・指導を行っています。

また、「三重県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物沿道景観地区の指定を進めており、平成25(2013)年度末現在、8地区を指定しています。

表2-4-1 屋外広告物沿道景観地区 (平成25年度末)

地区名	場所
長島屋外広告物沿道景観地区	県道水郷公園線の国道1号との交点から桑名市長島町松陰と同町浦安の字界までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区	一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間(一般国道42号との重複区間を含む。)及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区	伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋までの区間及び当該区間に接する敷地を含む。
伊勢志摩屋外広告物沿道景観C地区	国道167号のうち、志摩市阿児町鶴方の県道鳥羽阿児線との金谷橋交差点から志摩市阿児町鶴方の国道260号との赤松ヶ谷交差点までの区間及び国道260号のうち、志摩市阿児町鶴方の国道167号との赤松ヶ谷交差点から志摩市志摩町御座の市道マサキ線との交差点までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
奥伊勢屋外広告物沿道景観地区	国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大紀町と紀北町との境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀北屋外広告物沿道景観地区	国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
紀南屋外広告物沿道景観地区	国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。(家屋連担地域にあっては30m)
国道311号屋外広告物沿道景観地区	国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間及び当該区間の道路端から両側100m以内の区域。

2章4節

● 良好な景観の形成

1-3 地区計画制度の活用

各地区の特性を生かし地区住民の合意のもとに建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進しています。

1-4 風致地区等の活用

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区を定め、都市における自然景観の形成を図っています。

1-5 地域の特性を活かした景観形成の推進

(1) 景観形成施策の展開

景観法が平成17(2005)年6月に全面施行されたのを契機に、三重県景観計画を策定し、平成20(2008)年4月1日から運用するとともに、地域の特性をいかした景観づくりを県内全域で展開していくため、地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図る事業を実施しました。

ア 市町における景観づくりの促進

市町の景観づくりへの主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、市町の景観計画策定委員会等への職員の出席や景観アドバイザーの派遣を行いました。

イ 景観づくりに関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚を図るため、景観交流会への景観アドバイザーの派遣などの普及啓発を行いました。

(2) 地域の特性を活かした景観まちづくりの実施

地域の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざすため、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県有施設の修景整備を、地域住民との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進しました。

1-6 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、また文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、「休憩施設」と「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成26(2014)年4月現在、登録されている「道の駅」は全国で1,030ヶ所、県内では15ヶ所あります。

(2) 街路の整備

街路は、都市内の重要な公共空間の一つです。県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として、アメニティの高い道路空間の創出に配慮しながら、整備を進めています。

表2-4-2 三重県内の「道の駅」 (平成26年4月現在)

駅名	所在地	路線名
飯高駅	松阪市	国道166号
菰野	菰野町	国道477号
紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	国道42号
パーク七里御浜	御浜町	国道42号
海山	紀北町	国道42号
奥伊勢木つつき館	大紀町	国道42号
熊野きのくに	熊野市	国道42号
茶倉駅	松阪市	国道166号
奥伊勢おおだい	大台町	国道42号
美杉	津市	国道368号
関宿	亀山市	国道1号
伊勢志摩	志摩市	国道167号
紀伊長島マンボウ	紀北町	国道42号
あやま	伊賀市	(主)甲南阿山伊賀線
いが	伊賀市	国道25号

表2-4-3 街路の整備状況 交付金事業 (平成25年度)

路線名	都市名
松阪公園大口線外1線	松阪市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

2 農山漁村景観の保全・創出

2-1 農村地域における生活環境の改善

農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、多面的機能支払事業等により、さまざまな主体による景観保全活動を支援することで、地域を支える担い手を育成しています。

農道(13地区)や農業集落排水施設(11地区)の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めました。

2-2 中山間地域等の支援

「中山間地域等直接支払制度」は、農業の多面的機能の維持増進に向け、中山間地域等における農業生産活動の不利性を補正する制度です。

平成25(2013)年度には、230集落の1,695haで耕作の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めました。

第2章 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

2-3 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が高まっています。

県内における松くい虫被害は、長期的には昭和56(1981)年をピークに年々減少し、平成25(2013)年度はピーク時の約3%になっています。

しかし、高温小雨の気候が続けば、再び被害が拡大する恐れもあり、なお予断をゆるさない状況にあります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

2-4 漁村・漁港環境の整備

平成25(2013)年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落排水処理施設等の整備を実施している1地区(相賀浦)に助成を行いました。

2章4節

● 良好な景観の形成

図2-4-1 三重県下松くい虫被害の推移

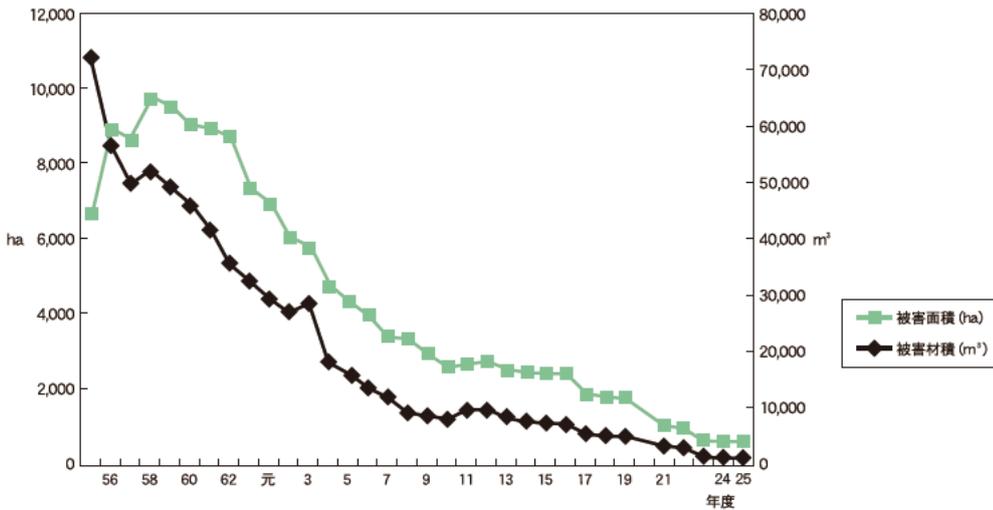


表2-4-4 森林病虫害等の防除状況 (平成25年度)

実施主体	内 容
市 町	予防措置 (地上散布26.5 ha、樹幹注入691.2 m³) 駆除措置290.1 m³ (伐倒駆除1.6 m³、特別伐倒駆除288.5 m³)

第5節 歴史的・文化的環境の保全

1 文化財等の保存・活用

1-1 指定文化財の保存・活用

本県には、特色ある歴史風土に育まれた数多くのすぐれた歴史的・文化的資産（文化財）があります。

しかしながら、経年変化による損傷や過疎化・少子高齢化等による保護の担い手の減少など多くの課題があり、適切な保存と、積極的な活用を図ることが困難になりつつあります。

平成25(2013)年度においては、特に重要な文化財11件について、将来にわたって保存・活用するため、三重県指定文化財に指定しました。また、指定等文化財の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に必要な巡視・調査を行いました。さらに適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援しました。

斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45(1970)年以来継続的に実施されています。

平成7(1995)年度に策定した史跡斎宮跡整備基本構想に基づき、平成8(1996)～13(2001)年度にかけて、史跡中央部の近鉄斎宮駅北側において、いつきのみや歴史体験館、1/10史跡全体模型等を整備しました。

平成19(2007)～21(2009)年度にかけては、整備の基礎資料を得るために史跡東部の柳原地区を中心とした発掘調査を行い、平成21(2009)年度には、それらの発掘調査の成果を基にして、史跡東部整備基本計画を策定しました。

平成22(2010)年度には、史跡東部整備の造成等の実施設計を行い、平成23(2011)年度には、実施設計に基づき造成等の基盤整備事業を実施し、幅約12mの区画道路を復元しました。

平成25(2013)年度は、斎宮寮の主要建物3棟の復元建物を建築するため、工事等監理業務の委託と建築工事の発注を行い、平成27年7月の主要建物の復元工事完成をめざします。

1-2 登録有形文化財の保護・活用

本県では、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代化遺産が確認されています。これらの保存活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成25(2013)年度は、寿量寺旧大黒殿、寿量寺鐘楼、佐野家住宅主屋、佐野家住宅小蔵、佐野家住宅石垣、佐野家住宅土塀、一乃湯本館、一乃湯門、朝日小学校円形校舎、鈴木家住宅主屋、鈴木家住宅蔵、鈴木家住宅納屋、神武参剣道場、開花寺観音堂、開花寺三重塔、開花寺門の計16件が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

1-3 埋蔵文化財の調査・保存

県内には、約14,000件の埋蔵文化財の存在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図る上から、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

平成25(2013)年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は23遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

表2-5-1 三重県内の埋蔵文化財数

(平成26年3月31日現在)

遺物散布地	4,861
古墳	7,123
社寺跡	457
城館跡	1,297
生産遺跡等	220
その他	470
合計	14,428

第2章 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

県内における史跡、名勝は国指定48件、県指定83件です。史跡齋宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成25(2013)年度は、史跡の公有化の推進と保存・活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた本県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保存・活用されています。

表2-5-2 三重県内の国・県指定等文化財数
(平成26年度3月31日現在)

種別		国	県	計
重要(有形文化財)	建造物	24	42	66
	絵画	19	43	62
	彫刻	66	110	176
	工芸品	17	56	73
	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	45	56	101
	考古資料(内、国宝1)	10	29	39
	歴史資料	4	6	10
小計		185	342	527
無形文化財	工芸技術	1	1	2
	芸能	0	1	1
小計		1	2	3
民俗文化財	無形民俗文化財	8	37	45
	有形民俗文化財	1	25	26
小計		9	62	71
記念物	特別史跡	1	—	1
	特別天然記念物	2	—	2
	特別名勝及び天然記念物	1	—	1
	史跡	36	71	107
	史跡及び名勝	0	2	2
	史跡及び天然記念物	0	0	0
	名勝	6	8	14
	名勝及び史跡	1	0	1
	名勝及び天然記念物	0	1	1
	天然記念物(地域を定めず)	15	4	19
天然記念物	21	77	98	
天然記念物及び名勝	1	1	2	
小計		84	164	248
伝統的記念物群保存地区(選定)		1	—	1
文化財の保存技術		0	0	0
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)		15	11	26
重要文化的景観(選定)		0	0	0
登録文化財		160	—	160
合計		176	11	187
総計		455	581	1,036

1-6 三重県総合博物館(MieMu)の整備

三重県総合博物館(MieMu)では、市町等との役割分担のもとで、県内の博物館、市町や大学等の関係機関、地域の多様な主体等と連携協力して、三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用することとしています。

平成25(2013)年度には、これまでの取組を持続し、博物館づくりや関係機関との情報共有や保全に対する体制づくりを推進しました。

2 歴史的・文化的景観の保全・活用

2-1 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

街道等を活かしたまちづくり活動等支援

県内9地域での街道等を生かした歴史散策の実施や講演会の開催等を支援しました。

2-2 熊野参詣道(伊勢路)の保全

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらをつなぐ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

本県では、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路のうち、峠道を中心とした約33kmが往時の状況を示すものとして国史跡に指定されています。

2章5節

●歴史的・文化的環境の保全

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

第1節 ひとを育てる～環境学習・環境教育の推進～

1 学校教育における環境学習・環境教育

1-1 身近な環境問題への取組の推進

県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校および特別支援学校では、豊かな自然環境の中で行うさまざまな体験活動を通して、自然の大切さを学び、身近な環境問題に関心を持つことができる児童生徒の育成を図っています。また、家庭・地域社会や民間団体との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動の紹介やボランティア活動への参加意欲を高める取組を進めています。

(ア) 「学校環境デー」の取組

県内の学校・園では、「学校環境デー」（6月5日）を中心とした時期に、各学校が創意工夫ある活動を行うことを通じて環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動が取れる児童生徒の育成を図っています。

(イ) 県立学校における環境マネジメントの取組

四日市農芸高等学校ではISO14001認証の維持継続を図っており、先進的な環境教育および環境保全活動を実施しています。

また、他のすべての県立学校では簡易な「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17（2005）年4月から、環境教育および環境保全活動の充実を図っています。

2 地域や社会における環境学習・環境教育

2-1 環境教育・環境学習の充実

ア 環境教育・学習の推進

本県では、三重県環境学習情報センターを環境学習拠点施設として、環境教育・学習を推進するとともに、学校や社会においても、環境教育・学習を推進し、環境保全活動の普及啓発に努めています。

表3-1-1 三重県環境学習情報センターにおける環境教育・学習の状況（平成25年度）

区分	内容
センター主催講座	一般向けの講座の他、「インタープリター養成講座」、「PLT指導者養成セミナー」等の環境学習指導者養成のための講座や、工作や環境バスツアー等の夏休み子ども環境講座等、84講座（2,177人）を開講しました。
出前講座	県内小中高等学校等の授業や、公民館、市民活動団体の学習会等への出前講座を155回（8,817人）実施しました。
見学視察体験教室	県内小中高等学校等の社会見学受け入れや環境体験学習を55団体（2,337人）に実施しました。
その他イベント等	「Mie 子どもエコフェア」等のイベント開催や、市町等が実施する環境フェア等への出展参加を行いました。

イ 子どもエコクラブ活動支援

子どもエコクラブ活動は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成するため、平成7（1995）年6月から環境省によりはじめられました。県内でも環境の保全に取り組もうとする子どもが大人と一緒に家庭や地域で子どもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に自主的に取り組んでいます。

子どもエコクラブ活動の定着と推進を図るため、各クラブのメンバー・サポーターの交流会や、活動を支える市町担当職員の研修会を開催するなど、子どもエコクラブ活動を支援しています。

また、県内の子どもエコクラブや地域の子供たちが楽しみながら環境について学ぶ場として「Mie 子どもエコフェア」を開催しました。

（平成25（2013）年度：7月20日・21日開催、来場者数4,000人）

平成25（2013）年度の会員数は、68クラブ14,229人となりました。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

3 環境学習・環境教育の拠点施設の活用

3-1 三重県環境学習情報センターの充実

県民に開かれた環境教育・学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる拠点施設として活用に努めています。

運営・管理には指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を活用しながら一層効果の高い環境教育・環境学習の実施等を進めています。

表3-1-2 三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

- ・展示コーナーやライブラリーコーナーの整備、活用
- ・参加・体験型の環境講座、出前講座、交流事業等の実施
- ・地域の活動リーダーや環境学習指導者等の養成
- ・ホームページ、情報誌、メールマガジン等を活用した環境教育に係る情報の発信
- ・県民、市民活動団体、企業との協働連携

3-2 三重県民の森および上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる三重県民の森と三重県上野森林公園を設置しており、環境教育・環境学習の拠点施設としても活用されています。

3-3 三重県総合博物館（Mie Mu）の活用

三重県総合博物館（MieMu）では、三重の自然と歴史・文化について、誰もが主体的に学び、交流できる場となることで、環境学習や自然環境の保全のための人材育成支援の役割を果たすこととしています。このための取組として、県民・利用者が主体的に活動する組織として三重県総合博物館ミュージアムパートナー制度を整備しました。

3-4 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

ア 宮川流域エコミュージアム事業の推進

この事業では、流域案内人として登録されている人たちが、宮川流域がもつさまざまな魅力

（自然、歴史、文化、産業、暮らし等）を、地域の人や訪れた人に紹介しています。

宮川流域ルネッサンス協議会およびエコミュージアムセンター宮川流域交流館では、流域案内人が企画するイベントや宮川流域の情報を提供しています。

表3-1-3 宮川流域エコミュージアム関連施設一覧

施設名	HPアドレス	所在地
宮川流域ルネッサンス協議会	http://www.miyarune.jp/	伊勢市
エコミュージアムセンター宮川流域交流館たいぎ	http://www.miyarune.jp/eco/taiki/	大紀町

イ ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説または実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

表3-1-4 ビジターセンター一覧表

自然公園名	施設名	所在地
伊勢志摩国立公園	鳥羽ビジターセンター	鳥羽市
	登茂山ビジターセンター	志摩市
	横山ビジターセンター	志摩市

3章1節

ひとを育てる環境学習・環境教育の推進

第2節 担い手となる主体を広げる～環境活動の促進～

1 指導者の育成

1-1 三重県環境学習情報センターにおける人材育成

三重県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成しました。(平成25(2013)年度指導者養成講座受講者数1,461人)

2 環境保全活動の支援

2-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

(1) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川および海岸の環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成25(2013)年度には、県管理16河川において、ボランティア活動19団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

(2) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保および河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃および河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成25(2013)年度の実績は、道路関係で177団体、河川関係で170団体、海岸等の関係で82団体となっています。

地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道事業」を実施しており、14団体(平成25(2013)年度実績)の団体が活動を行いました。

(3) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成25(2013)年度には、NPO

法人「森林の風」が開催する間伐やチェーンソーの取扱等の技術研修会に支援を行いました。

3 各主体の連携による環境保全活動の促進

3-1 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

平成25(2013)年度は、地域と企業が連携して行うエコ通勤や環境教育等の実践を企業連携取組で実施しました。

(2) オフィス等での省エネ運動の展開

平成15(2003)年度から中部圏知事会の構成団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組んでいます。

県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏期の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。

なお、平成17(2005)年度からは、国も「クールビズ」として同様の取組を提唱しています。

(3) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。

平成25(2013)年度は、4,391人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

(4) 連携による環境教育実践活動の促進

三重県環境基本計画をふまえた環境教育の実践活動として、子供たちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に企業、学校、行政が連携して取り組んでいます。平成25(2013)年度は県内企業10社からの協力を得て、8市町23校、1団体691名の小学生が取り組みました。

第3節 環境経営を進める

1 環境経営の促進

1-1 環境保全施設整備に対する支援

三重県環境・防災対策等促進基金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資を実施しました。

平成25(2013)年度には、融資件数が1件、融資額が11,000千円でした。

表3-3-1 三重県環境・防災対策等促進資金
(平成26年4月現在)

項目	内容
融資限度額	1企業・組合 5,000万円 ※土地汚染調査の場合 200万円 ※ISO認証取得の場合 1,000万円
融資利率	固定・年率1.75% (保証を付さない場合1.80%) ※①新エネルギー施設の設置、②省エネルギー施設の設置、③吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置、④自動車 NOx・PM法対策地域内における、使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造、NOx・PM低減装置の装着及び、NOx・PM法排出基準適合車・ポスト新長期規制車への買い替え、⑤廃棄物処理法上の優良認定事業者が行うリサイクル関連施設の整備等の場合 固定・年率1.55% (保証を付さない場合1.60%)
保証料	年率 0.45%~1.50%
融資期間	設備資金 7年以内 (据置期間 1年以内を含む) ※車両を含む場合 5年以内 運転資金 5年以内
返済方法	元金均等月賦返済
融資対象	(1) 新エネルギー施設の設置 (2) 省エネルギー施設の設置 (3) 公害防止施設の設置 (4) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転 (5) 土壌汚染の除去等 (6) 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置 (7) 環境対策車の導入 ① 低公害車の購入 ② 使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ③ NOx・PM低減装置の装着 ④ NOx・PM法排出基準適合車への買い替え ⑤ ポスト新長期規制車への買い替え (8) リサイクル関連施設の整備等 (9) ISO14000シリーズの認証取得

1-2 事業者の環境経営の促進

(1) 小規模事業所向けEMS(環境マネジメントシステム)の導入

県内事業者の環境経営の取組を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメン

トシステムである「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム：ミームス(M-EMS)」を構築し、普及拡大を図っています。平成26(2014)年3月までに295の事業所がM-EMSの認証を取得しました。

(2) 企業環境ネットワーク

環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政の協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成12(2000)年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。(平成26(2014)年3月末現在：参加企業数334社)

メールマガジン等の発行による情報共有を行っています。

(3) PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とするPRTR制度を定めた、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」が、平成11(1999)年7月に公布されました。

平成25(2013)年度は、本県内の法に基づく届出数は825件あり、大気への排出物質では、トルエン、キシレン等の溶剤類が主なものとなっています。

(4) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、展示施設、研修施設、会議施設等が整備されています。

現在、

- ・公益財団法人国際環境技術移転センター
- ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県保健環境研究所
- ・三重県環境学習情報センター
- ・タカラバイオ(株)ドラゴンジェノミクスセンターが立地しています。

(5) 環境に優しい生産技術の確立

県内の各養殖場においては、持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖業が営めるよう、良好な漁場環境を把握・維持するための漁場改善計

画が策定されています。平成25(2013)年度は、設定した養殖数量が守られているかどうか確認し、養殖漁場環境の保全に努めました。

(6) 農業生産工程管理（GAP）の普及啓発、導入支援

農業生産段階での安全管理、衛生管理を徹底することを目的に、三重県型GAP手法の推進拡大を図るため、GAP指導者育成研修会や生産者向けGAP研修会を開催しました。また、GAPに対する理解向上を目的に生産者、消費者、指導者対象のシンポジウムも開催するとともに、GAPの策定・実践に取り組む団体への助成も行いました。

1-3 県における環境経営の推進

本県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自らがまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

(1) ISO14001で培ったノウハウを活かした県庁マネジメントの推進

平成12(2000)年2月に本庁およびその周辺機関においてISO14001を認証取得し、その後順次対象範囲を拡大しながらISO14001に基づく環境マネジメントを推進してきました。

こうした中で、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進、温室効果ガス排出量に係る電気、燃料等の使用量削減などに大きな成果を上げることができました。

また、各所属において、業務特性および地域特性に応じた独自の目標を設定して、取組を推進することで、職員の環境意識の定着、成熟が図られました。

平成25(2013)年度においても、ISO14001に基づく環境マネジメントを推進したところです。

なお、このように、組織内での環境活動の定着が図られたことから、平成25年(2013)度において、本県の環境マネジメントについて見直しを行い、平成26(2014)年4月から長年のISO14001の取組で培ったノウハウを活かしながら本県の行政運営の仕組みである「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」にマネジメントシステムを一本化することにより、今までの成果を維持しながらも、本県の仕組みに合致した、より効率的な運用を行うこととしました。

(2) 環境調整システムの推進

本県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成25(2013)年度には2件の開発事業について審議・調整を行いました。

対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ① 道路の整備
- ② 河川・ダム等の整備
- ③ 海岸の整備
- ④ 公有水面の整備
- ⑤ 港湾の整備
- ⑥ 森林の整備
- ⑦ 公園の整備
- ⑧ 下水道の整備
- ⑨ 水道の整備
- ⑩ 農業農村の整備
- ⑪ 発電所の整備
- ⑫ 建物の建設
- ⑬ 用地の整備
- ⑭ その他